## 不祥事件等取扱規程

### (目的)

第1条 本規程は、不祥事件および不祥事件疑義事案(以下「不祥事件等」という。)が発生した場合に おける報告、対応、処理の方法等について定めるとともに、不祥事件等の内容及び経緯と当該事件に 関する当事者ならびに監督者の責任を明らかにし、もって不祥事件等に対する有効な防止体制を確立 し、維持することを目的とする。

### (対象者)

第2条 本規程対象者は、当社の取締役、監査役、従業員および募集代理店業務委託契約を締結した当 社募集代理店(その役員ならびに使用人を含む、以下「代理店」という。)とする。

#### (定義)

- 第3条 本規程の『不祥事件』とは以下の行為をいい、その疑いのある事案を『不祥事件疑義事案』という。
  - (1)保険業法等に定める禁止行為等法令に抵触する行為
  - (2)保険募集に関して著しく不適切な行為
  - (3)当社の役員または従業員が業務上の故意、過失、怠慢等により、契約者・会社の名誉・信用を毀損し、または多大な迷惑若しくは損害を与えた行為
  - (4)業務上収集又は保管したデータ等の適正な保護に違反する行為
  - (5) 刑罰法令に抵触する行為
  - (6)服務規律又は募集代理店業務委託契約に違反する行為
  - (7) その他前各号に準ずる違法もしくは不適切な行為 なお、不祥事件を行った者を「事故者」、不祥事件疑義事案を行った者を「疑義者」という。

## (対処責任部署並びに統括部署)

第4条 事故者または疑義者が代理店の場合は、監査部が対処責任部署となり事実確認と調査の取りま とめを行う。事故者又は疑義者が社員の場合は、不祥事件等の発生部署が対処責任部署として事実確 認と調査を行う。監査部は、不祥事件等対応の統括部署として、解決にあたる。

#### (不祥事件等の報告)

- 第5条 不祥事件等の発生報告について、原則として以下のとおり定める。
  - (1)報告ルート

不祥事件等を発見した者又はその報告等を受けた者は、直ちにこれを自らの所属する所属長に報告し、これを受けた所属長は『不祥事件・疑義案件報告書』により部担当ならびに監査部に報告を行う。所属長は、自己の責任においてその内容を厳正かつ詳細に調査を行い、適宜『不祥事件・疑義案件報告書』により監査部に報告する。尚、お客さま相談受付センターで受付けた苦情等により不祥事件・疑義案件を発見した場合は、お客さま相談受付センターを必要な場合は関連部署と協力し事実関係の調査を可能な限り行った上で、営業関連の事案については監査部に、営業以外の事案については当該業務を所管する部ならびに監査部に報告する。

(2) 監査部への直接報告・相談

不祥事件等を発見した者は、報告した不祥事件等の処理がなされない、または処理が不十分である等の疑義を感じる場合は、直接監査部に相談・報告するものとする。発見者以外の者が同様の 疑義を感じた場合も直接監査部に相談・報告できる。

## (3)経営への報告

監査部は、不祥事件等発生の報告を受けた段階及び対処の途中において、すべての事案を代表取締役に報告し、代表取締役はこれを経営会議ならびにコンプライアンス・リスク管理委員会に報告する。

### (進捗管理)

第6条 監査部は、報告を受けた不祥事件等について処理の進捗状況を管理する。最初の報告を受けて から3営業日を経過してもその後の進捗報告がない場合は、報告の督促を行い、速やかに不祥事件等の 全容を解明し、遅滞なく解決できるよう関係部署に対する働きかけを行う。

### (不祥事件等の内容調査)

第7条 対処責任部署は、不祥事件等についての事実確認と調査を行う。ただし、対処責任部署が事実 確認と調査を行うことが適切でないと判断される場合は、監査部が事実確認と調査を行う。

## (不祥事件の認定、処分、届出、処理方針の決定)

- 第8条 監査部は、不祥事件・疑義案件報告書に基づき事案を詮議し、不祥事件として認定するか否か を起案する。不祥事件として認定する場合は、調査結果を業務部に報告し、人事処分案の起案を依頼 する。
- 2. 事故者または疑義者および管理監督者等の人事処分案は業務部が起案し、別に定める懲罰委員会で 討議し、結果を代表取締役に対して具申する。ただし、事故者また疑義者及び管理監督者等が代理店 の場合の処分案は監査部が起案する。
- 3. 監査部は不祥事件として認定予定の事案について決裁書を起案し代表取締役の承認を得た上で、必要に応じ第9条の当局等に届出をする。

## (当局等への届出または報告)

- 第9条 不祥事件と認定された事案のうち、以下に該当する事案については当局への届出又は報告を行 わなければならない。
  - (1)保険業法施行規則第85条第8項に該当する事案の場合
  - ①事故者が代理店の役員または従業員もしくは募集人の場合には、監査部もしくは監査部が指定した者が管轄財務局(又は財務支局、財務事務所、出張所)に届出を行う。
  - ②事故者が当社の役員または従業員の場合には、監査部もしくは監査部が指定した者が管轄財務局(又は財務支局、財務事務所、出張所)に届出を行う。
  - (2) その他刑罰法令に抵触する不祥事件の場合には、監査部は警察等関係機関への届出または報告を行う。.
- 2. 刑罰法令に抵触していることが明らかな事案については、代表取締役の不祥事件認定を受ける以前に、監査部が代表取締役に報告を行った上で、当局への届出または報告を行う。この場合、監査部は、当局への届出または報告後、コンプライアンス・リスク管理部、及び取締役会に報告を行う。

## (不祥事件等の処理)

第10条 監査部は、代表取締役の決裁に基づき当該事案について第三者(契約者を含む)への措置、事故者からの金品の回収、その他の措置について、対処責任部署に対し処理の指示を行う。対処責任部署は、速やかに処理を実施し、処理状況について随時、監査部に報告を行う。

# (契約者保護)

第 11 条 不祥事件が契約者に対し影響を及ぼす場合には、お客さま相談受付センターは直ちに契約者 に対し不祥事件を報告すると共に誠意をもって処理にあたる。

## (事故原因の追究と再発防止策の策定)

第 12 条 代表取締役は、該当する部担当に対して、不祥事件原因の追及・分析および再発防止策の策定を指示し、その報告を求める。なお、当該部担当は、事故原因の分析結果および再発防止策について、関係部門への開示を行う。

### (本規程の準用)

第13条 事故者または疑義者が顧問の場合には本規程を準用する。

### (取締役または監査役の不祥事件等)

- 第14条 取締役または監査役が不祥事件等を発生させた場合には、以下の通り対応する。
  - (1)発見者は直ちに、所属長を通じて、事故者または疑義者以外の取締役もしくは監査役に報告を行う。監査役が報告を受けた場合は、事故者または疑義者以外の取締役に報告する。
  - (2)報告を受けた取締役は、監査役に報告するとともに、事案の事実・原因等の調査、不祥事件の認定、責任の追及と処分決定のため取締役会の招集手続を行う。当該取締役会において、各取締役および監査役は、本規程の趣意に沿って適正な対処を実施する。

### (権限の委任)

第 15 条 代表取締役はこの規程における第 5 条(3)、第 8 条 3、第 9 条および第 10 条による権限を代表取締役が任命する取締役等に委任できる。

付則

### (規程の改廃)

第1条 本規程の改廃は、コンプライアンス・リスク管理部が起案し、取締役会が決議する。

### (実施期日)

第2条 この規程は、令和4年 月 日から施行する。

別紙

報告日:令和 年 月 日

所属部署: 報告者: 作成者:

# 不祥事件·疑義案件報告書(第 回目)

## 1. 対象契約または事案の概要

扱代理店. 募集人				
証券番号				
契約者				
被保険者				
契約日				

事案の概要(手口)	
-----------	--

# 2. 事案の調査・解明の状況

	日	付		内容
令和	年	月	日	
令和	年	月	日	
令和	年	月	日	
令和	年	月	日	

- 3. 問題点
- 4. 契約者対応
- 5. 再発防止策
- 1. 不祥事件・疑義案件の報告を受けた部長は、速やかに報告書を作成し監査部に報告する。(本報告書の報告項目が充足されていれば、報告フォームは問わない。)
- 2. 報告を受けた時点でわかる項目のみ記入した上で監査部に報告し、後日追加報告を行ってもよい。